

## ジュリになるということ

—ケニア・メル社会における長老評議会への加入に関する—考察—

馬場 淳

### I はじめに

東アフリカ・ケニア共和国のケニア山北東部からニャンベネ山塊の一带は、パンツ系農耕民メル族が伝統的に居住してきた地域である<sup>1)</sup>。メル族を構成する9つの「サブトライブ」は、相応の領域区分をもつ(図参照)。ニーダムの二元論的象徴分析はメル社会を広く人類学界に知らしめたが[Needham 1973]、ニーダムの分析が依拠した資料(ベルナルディ神父の報告)はイメンティを対象としたものだった。筆者が調査に入ったのは、ニャンベネ山塊の西部および西南部一带に居住するティガニア(Tigania)である。本論では、ティガニアの事例をもとに、メル社会の伝統的制度の一つ、ジュリチェケ(Njûri Ncheke)を検討の対象とする。

ジュリチェケとは、成人男性が一定の条件を伴うイニシエーション儀礼を経て加入する任意の秘密結社的集団である。メル語でジュリは「長老」、チェケは「薄い」「細い」を意味し、従来「選ばれた長老たち」「長老集団」「長老評議会」(council of elders)などと称されてきた。伝統的に、ジュリチェケは、地域社会の「政府」「議会」とされる一方で、紛争処理機関の役割も担ってきた。こんにち、地域社会の行政機能は国家の手に委ねられているものの、後者については地域社会でかなりの存在意義を保持している。後にみるように、人々は地域社会で発生したもめごとをジュリチェケに持ち込み、ジュリたちはそれを伝統的な規範や「先例」にもとづいて解決するのである。その意味で、ジュリたちを「慣習法の専門家」ということもできるだろう。

このようなジュリチェケをめぐるのは、すでに多くの先行研究がある。ジュリチェケの制度的起源が現在の土地に移住する過程にあることは——アフリカ東海岸方面からの移住史はメル族の形成過程そのものでもある——エスノヒストリーに関する現地人著述家の研究によってほぼ定説となっている[Mûrianki 2008; Rimita 1988]。またジュリチェケのもとで行われるメル独特の紛争処理方法(宣誓と神判)には強い関心が寄せられ、具体的な事例を踏まえた多くの研究成果が蓄積されてきている[e.g. 石田 2006, 2003; Ishida 2008a; Gîchere 2008; Kato 1998; Rimita 1988]。さらにジュリチェケの紛争処理を、ケニアの多元的法体制のなかに位置づけたり[Ishida 2008b]、世界的な規模で進行するオルタナティブ・ジャスティスのなかに位置づける研究もある[石田 2011; 久保山 2011]。

ここで筆者が目指したいのは、近代的な行政制度や法システム、教育や世界宗教（メルでは圧倒的にキリスト教が多い）が浸透するなかで、こんにち、ジュリになることに疑念を抱いたり、ジュリになる必要性がないと喝破する者たちがかなりいるという事実である。近代化に伴うジュリチェケの衰退は、すでにリミタが感知していたことでもある [Rimita 1988: 79-81]。しかしその一方で、ジュリになる者／なりたいと表明する者が後を絶たないことも事実である。ジュリチェケはこんにちにおいてもそのプレゼンスを失っていないし（後述）、高等教育を受けたエリートや敬虔なクリスチャン、ムスリムでさえ、ジュリになっている。その意味で、伝統（ここではジュリチェケ）の衰退を広義の近代化過程に求める説明は、一面的にすぎるといわざるをえないだろう。ジュリへのイニシエーション儀礼に不可欠な支払いが相当な負担であるにもかかわらず、村落の男性たちはジュリになろうとするのである。では、なぜ人々はジュリになろうとするのか。そこにはどのような期待が存在するのか。この問題がこれまで十分な検討の俎上に載せられてきたとは言い難い。

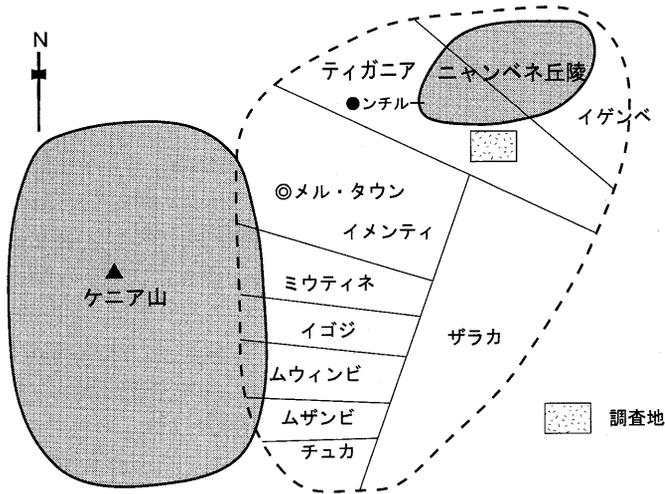
以上の問題意識を踏まえて、本論では、ジュリになる理由・動機を考察していくことにする。その際、筆者はジュリと一般人（non-Njûri）——以下ではンクルンプ（nkrûmbû）——の関係、とりわけンクルンプに対するジュリの「特権的な」立場に注目する。もちろんその「特権的な」立場は、事実というよりも、イニシエーション儀礼や紛争処理のスタイルなど文化的装置を通じて想像／創造されたものであるが、本論は人々をジュリに駆り立てる一つの要因にこうしたローカルな理解があることを示す。従来、ジュリは、祭司首長といわれたムグウェ（本論ではムキアマと表記）<sup>2</sup>との（象徴）構造的対立関係 [Needham 1973]、クランや年齢組との関係 [加藤 2001] のなかで論じられてきた。ジュリになるということを考えるにあたって本論が用いる対立関係は、ンクルンプ（一般人）とジュリとの関係である。

以下では、まず調査地を概観したうえで、ジュリチェケの紛争処理とこんにちのプレゼンスを確認する（Ⅱ）。次に、ジュリになるプロセスと手続き（イニシエーション儀礼）を検討する（Ⅲ）。これらを踏まえてⅣ節では、ジュリやンクルンプの語りから、ジュリになる理由・動機を具体的に考察する。

## Ⅱ ティガニア・メルとジュリチェケ

### 1 調査地の概要

筆者が調査に入ったのは、ティガニアのなかでも、ニャンベネ山塊南西部の交通の要衝、ミキンドゥリ・マーケット周辺のアボワナ（Athwana sub-location）とアカイガ（Akaiga sub-location）である<sup>3</sup>。いずれも行政上は、東ティガニア県（Tigania East District）ミキンドゥリ中央郡（Mikinduri Central Division）ミキンドゥリ東地区（Mikinduri East Location）に属する。アボワナでは、すでに1920年代にキリス



図：9つのサブトライブと占有領域（加藤 [1987] にもとづき筆者作成）

ト教会（カトリック）が設立され、1960年代から70年代にかけて土地区画整理が進み、すでに土地登記が完了している（アカイガは未完了）。このことは、二つの地区に、土地所有をめぐる紛争の有無という違いをもたらしている。つまりすでに土地登記が完了しているアポワナでは、土地の売買をめぐる紛争を除けば、土地所有をめぐる紛争はない。

ティガニアの生活世界は、ルウル（rũũrũ、「高地」）とルワンダ（rwanda、「平原」）から構成されている。人々はルウルに生活の基点である屋敷地（mucũĩ）を山の斜面に沿うように構え、そこから数キロ～十数キロ離れた乾燥地帯に比較的大規模な農耕と牧畜の土地を有する。そして生態サイクル——年間を通じて2回づつ訪れる雨季と乾季——に応じて、人々はこの二つの土地を往還・利用しているのである<sup>4)</sup>。

人々を取り巻く社会集団は多層的である。一つは、ムウィリガ（mwĩrĩga）と呼ばれるクランである。ムウィリガは父系出自集団であるが、世代深度が浅く、その成員はメル地域に分散しており、地縁集団としての凝集性は希薄である。しかし同時にムウィリガは、外婚単位として機能し、冠婚葬祭の儀礼的文脈で突出し、またギチアロ関係<sup>5)</sup>を通じて人々の日常的行動に影響を与えている [cf. 加藤 1986]。もう一つの集団は、年齢組（nthuki）である。割礼を受けた少年は、その時期に設定されている8つのうちの年齢組——約15年を単位に変わる——に入り、同じ年齢組の男性と生涯にわたる関係を保持することになる。年齢組は、こんにちもなお相互扶助や集団行動の枠組みとして日常的に機能している。さらに年齢組と密接に関連しながらも別の集団組織として、キアマ（kĩamma、「結社」）がある。キアマのなかには、年齢

組を単位に、年齢階梯にもとづく複数のキアマを移行するものがある。本論で対象とするジュリチェケは、元来コミュニティの法・政治を担う階梯にあたるキアマだった。こんにち、キアマといえば専らジュリチェケを指すほどで、多くのキアマは形骸化してしまっている。

クランと年齢組は出生と割礼という不可避的な出来事を通じてメル社会に生きる人間が組み込まれる社会集団であるのに対して、ジュリチェケは特定の手続きを通じて加入する任意の結社である。通常、ジュリになるのは結婚した男性、もしくは結婚適齢期に達した成人男性だが、手続き（支払い）が可能であれば、割礼を終えた男性は誰でもジュリになることができる<sup>6)</sup>。

ジュリチェケは、居住地域から離れた場所に「ジュリの家」(Nyumba ya Njûri)とコンパウンドをもち、活動（会議や「裁判」）を行う。女性と割礼前の子ども、ジュリでない一般人、すなわちンクルンプは、ここへの立ち入りが厳しく禁じられている。ジュリたちは「秘密の誓い」（Ⅲ-1参照）を立てているため、警察権力をもってしてもジュリの内部情報を得ることはできないという。たとえ「ケニアの大統領でも（彼らの家に）入ることを許されない」と言われるほどである[加藤 2001: 85]。こうして、筆者＝部外者を含めンクルンプがジュリチェケ内部の営みを把握することは困難であるばかりか、ジュリたちから猛烈な反感を買うことになる。これが、ジュリチェケの秘密結社的性格の所以である。ところで、誰がジュリなのかという点について、ジュリであることを示す特別な徴はなく、一見すると判別が難しいのだが、筆者のインタビューによれば「ジュリどうして通じる特別な言葉」があるという。

各地に設置されたジュリチェケは、メル全体につながる分節的な組織構造を有する。すなわちアボワナやアカイガのジュリチェケは、同レベルのジュリチェケとともに、ティガニアのジュリチェケを成し、ティガニアと同レベル（つまりメル族を構成する他の8つのサブトライブ）のジュリチェケがメル全体のジュリチェケを構成するのである。メル全体の「ジュリの家」——文字通り本部(headquarter)と呼ばれる——は、ンチルー(Nchîrû)にあるレンガ造りの立派な会議所である。メル全体の出来事を話合うとき、メル全土のジュリがここに集結するのである。なお本部および支部とともに、あらゆるジュリチェケには、議長、副議長、書記といった役職が置かれている。

## 2 ジュリチェケの紛争処理

アボワナには4つ、アカイガには9つの「ジュリの家」が設置されている。この数字は、アボワナ・アカイガの領域を構成する伝統的な地域区分——伝統的に特定のクランが占有してきた地域——の数に対応している。ただアカイガでは、もっぱら「ジュリの老家」(Kariba Nyumba ya Njûuri)に統合されている。成員数は、メンバー間でも正確に把握されていないが、ひとつのジュリチェケには20～50人程度の成員が在籍している。またメンバー全員がすべての会議や「裁判」に出席するわけではない。

ジュリの身分は終身とされるが、高齢により活動に参加しない者もいるし、「自分の関心のあるケースのみ関与する」と述べる者もいる。その時々都合で出席できないことは当然あるが、重要な会議や「裁判」の場合、議長その他のジュリたちの前でひざまずき、許しを乞う必要がある。要職（議長など）に就く者が欠席の場合、会議や「裁判」は延期される。

以下では、ジュリチエケの主な活動である紛争処理を通して、こんにちのジュリチエケのプレゼンスを確認しておこう。実に、ジュリチエケには、地域社会で発生したさまざまなもめごとが持ち込まれる。メル社会において、提訴（裁判を起こす）は文字通り「ジュリチエケに行く」（*gwũta kwa Njũri Ncheke*）と表現される。もめごとの内容は、土地問題から、離婚や姦通、婚資（*zurachio*）などの婚姻をめぐる事件、窃盗、傷害や殺人といった刑事事件、妖術師（*mũrogi*）の告発や呪詛（*kĩlumi*）など多岐にわたる。ジュリは、これらの紛争を、メルの法（*waatho bwa kimũrũ*）や伝統的規範（*kĩwũthĩre*）、「先例」（*ĩtuĩrro rĩa ĩgaamba rĩrĩkũrũ*）にもとづき裁定を下す（*tũgũtua ĩgaamba*）<sup>7)</sup>。審理では、原告・被告はもちろん、証人などもコンパウンドに召喚され、その他の者は周囲で見守ることができる。以下に、日常的によくありがちな事例を一つ示しておく。

#### 【事例概要：アカイガ】

2010年10月4日の夕方。弟ケレミは、酔っぱらって、兄キブリの屋敷地で大暴れをした。このとき、兄は、腕を骨折していたため、弟の暴挙に対応できず、兄嫁アリスが間に入った。兄嫁と子どもたち、そして騒動をいち早く察知し、駆けつけた隣人（および兄の友人）ギトンガが応戦し、その場は終息したが、アリスとギトンガはケレミとの喧嘩のなかで傷害を負った。翌日、キブリとギトンガは、この事件をジュリチエケに訴えた（それぞれ600シリングの「訴訟」費用を払った）。10月9日に最初の審理が行われ、16日の証人の召喚と陳述を経て、25日に決定が下された。内容は、ケレミの行為が兄に対する尊敬規範に違反したとして、兄キブリに対して雄ヤギ一頭の支払いをケレミに科すものであった。支払い期日は明記されていないが、筆者がジュリに聞き取ったところ、期日は兄弟の間で取り決めるとのことであった。履行されなかった場合、兄は再びジュリに訴えることで、ジュリは呪詛というかたちで強制執行を試みる。

上記の紛争処理は、近代型裁判と比較すれば、多分に伝統的であるといえよう。支払いが家畜であること、強制執行の手段が呪詛であることはそれを顕著に示している。期日を指定しないのはもめごとが家族内の出来事であることによる。またジュリたちが、この審理において、兄嫁アリスと友人・隣人ギトンガに対するケレミの罪（傷害）についてはほとんど関心を払っていないことも注目される。判決理由からうかがえる

ように、彼らが問題とするのは、兄弟どうしは尊敬し合わねばならないという伝統的規範の方であった。そして筆者が興味深いと思ったのは、書記官が保管する記録には、判決と判決理由が明記されていないということである。記されているのは、この審理と決定に携わったすべてのジュリたちの名前のみである。書記官は「判決とその理由は、われわれの頭のなかにある。将来、このときの判決がどういったものだったのか、知りたければ、ここに書かれたジュリに聞けばいいんだよ」と述べた（2011年8月15日）。

なお土地紛争をめぐる最後まで結論に到達できない場合や当事者がどうしても納得しない場合、あるいは妖術をめぐる相手がそもそも特定できない場合、神判（muuma）という方法がとられる。宣誓による神判には、事件の性格に応じて、ギチアロの宣誓（Gĩciaro Oath）、ヤギを使った宣誓（Nthenge Oath）、そしてジュリが所有・管理するキズイリ（kĩthili = 「終わりの場所」）という方法がある<sup>8)</sup>。この行為が、ンクルンプにして「何やら怪しげなことをしている」「神秘的なもの」「呪いのようなもの」と言わしめる所以であろう [久保山 2011: 93-94]。

ジュリたちは自分たちの紛争処理を「公正」なものとしてみている。「裁判所は賄賂を受け取り、判決が左右される。公平・公正じゃない。でも、ジュリは違う。賄賂で判決が左右されるものでない」という意見は、多くのジュリたちが語ることである。

### Ⅲ ジュリへのプロセス

#### 1 ジュリとして生きるための宣誓

ジュリへのイニシエーション儀礼を構成する宣誓は、ジュリとンクルンプの明確な断絶をつくりあげる装置といえる。残念ながら、筆者は部外者（ンクルンプ）であったため、ジュリチェケ内部で行われるイニシエーション儀礼に立ち合い、見学することはできなかった。そこで現地人著述家リミタの記述 [Rimita 1988: 47-51] から、儀礼の過程とそこでなされる宣誓を明らかにしていくことにしたい。

ジュリへのイニシエーション儀礼は、分離・移行・統合といった一般のプロセスを明確に辿るが、なかでも注目していきたいのは移行の局面である。移行は三つの段階から構成される。そして第一段階は雄ヤギ、第二段階・第三段階は雄牛を支払うことが求められる。これらの支払いがなければ、プロセスは進行しない。

#### 〈第一段階〉

コンパウンドにて、ジュリ希望者には、ジュリの歴史やさまざまな掟——十分に組織・統制されなければ、メル族は滅びること／貧富の区別なく、いかなる者をも保護すること／正義はすべての人にとって平等であるべきこと／コミュニティの平和と協調など——が教えられる。その後、ジュリたちが用意した子羊を焼き、その肉と灰、ジュ

り希望者の（人差し指を切りつけて流れ出た）血、雄牛の血、水、蜂蜜がポットに混入される。ジュリ希望者は裸でひざまづき、混合物を少しづつ飲みながら、宣誓を行う。以下は、その内容の一部である。

「私は決して、人間に死をもたらすような事（妖術を指す）はいたしません。」

「ジュリは私の両親です。その言いつけには従いますし、いかなる時にもジュリを支えます。」

「私は、ジュリの決めたすべての掟に従います。もしこれらの約束を破るようなことがあれば、このジュリの食べ物が私を殺すでしょう。」 [Rimita 1988: 48-49]

この宣誓をし、雄牛の肉を共食した後、ジュリ希望者はジュリの新参者 (kiammotha) と呼ばれるようになり、赤土の泥で顔に独特の文様を施す。

#### 〈第二段階〉

ジュリの歌やその意味が教えられるとともに、自分が過去、近親相姦、窃盗、殺人などの罪を犯したかどうかを告白する。犯罪歴がある場合、罪に応じた支払いをしなければ、次の段階に進むことはできない [Rimita 1988: 49]。言い換えれば、これまでの罪をすべて清算したうえでないと、ジュリになれないのである。

#### 〈第三段階〉

最終段階には、メル社会で崇拜される祭司首長、ムキアマが関わる。エスノヒストリーによれば、そもそもジュリチケケの原型は、最初のムキアマを補佐する9人の長老だったのであり、ジュリとムキアマは文化論的に重要な関係にあるのである [Rimita 1988: 13-14]。さて、第三段階の儀礼が行われる場所は、ムキアマが認定したスワンプ（湿地帯）<sup>9)</sup> である。正装したムキアマは、黒い杖と（葉のついた）mûthaandeの小枝を携え、羊肉を用意する。ジュリの新参者は、その羊肉を自分の額に当て、ムキアマが彼の頭に葉を置いている間、次のような宣誓を行う。

「私のあらゆる物事を神 (ngai) の手に、そしてジュリの手に委ねます。これから、私はジュリとして生きるつもりです。ジュリの掟から外れるような生き方はしません。もしこれを破ったなら、神は私と子孫を殺すでしょう。」 [Rimita 1988: 50]

この後、新参者はムキアマの黒い杖で叩かれ、スワンプで体を洗う。スワンプの近くでは、羊肉が用意されており、新参のジュリは自らの首に羊肉の脂肪部二片を付着させる。ムキアマはその一片を取り除き（もう一片は首に付着したまま）、次のように新参者に尋ねる——「もし上記の宣誓を尊重しなければ、そしてジュリの秘

密を非ジュリに暴露したら、われわれはおまえを殺すが、よいな?」。新参者はこう答える——「構いません。なぜなら、メルの人々は私よりも偉大ですから」[Rimita 1988: 50]。ムキアマは、新参者が額に当てた羊肉を供犠としてスワンプに埋める。一方で、新参のジュリは再び顔にペイントを施し、他のジュリたちとともに、歌い踊りながら、自分の屋敷地に連れていかれる。こうして周囲の人々は、ジュリの就任が完了したことを知るのである。

以上がリミタの報告するジュリへのイニシエーション儀礼である。通過儀礼の一般的な議論を引くまでもなく、ジュリ希望者はこの儀礼を通じて、ンクルンプとは異なる「浄化された存在」として新たに生まれ変わるのである。確かに、現在、象徴行為を行うムキアマはおらず、上記とまったく同一のイニシエーション儀礼が遂行されているとはいいがたい。ただここで重要なのは、ジュリという独自の生について誓いを立てているという点である。このことが、「外」に対するジュリ内部の閉鎖性（秘密結社の性格）を担保しているものである。こんにちのジュリチェケの営みから類推しても、こうした宣誓は変わらないものだと考える。

## 2 支払い内容

リミタは、ジュリへの支払いがイニシエーション儀礼を進行させていくうえできわめて重要な行為であることを認めつつ、支払いの実態についてはそれほど関心を払っていない。以下では、筆者の調査資料にもとづき、イニシエーション儀礼における支払いの実態を検討していく。支払いに注目することで、リミタとは異なる、儀礼の実態が明らかになるだろう。

表1は、筆者がアボワナおよびアカイガ在住の17人のジュリに対してインタヴューを行い、ジュリになる際の支払い内容をまとめたものである。ジュリになるとき、各人はそれぞれ「ジュリの父」(ithe wa Njûri)<sup>10)</sup>を立て、特別な関係を樹立する。このときジュリ希望者は「ジュリの父」に支払いをするが、「ジュリの父」がジュリチェケに対する支払いを援助することもある。表1は、「ジュリの父」が援助したかどうかに関わりなく、あくまでもジュリチェケに支払った内容のみを指している(ゆえに「ジュリの父」への支払いも含まれない)。また支払いについて一人(5番)は「回答拒否」をしたが、その理由は「ンクルンプ(=筆者)にジュリチェケのことを話すわけにはいかない」というものだった。

では、表を参照しながら、ジュリたちが実際どのような支払いをしたのかについてみていこう。雄牛、雄ヤギ、ヒツジ(雄雌いずれも可能)の家畜を核として、マルワ(アフリカン・ビール)、ポリッジ(オートミール)、ミラー(嗜好品)、食物(ヤム、キャッサバ、サトウキビ)、薪が支払い内容とされる。蜂蜜(酒)やカザコロ(サトウキビからつくられる酒)は、義務ではない。また家畜を除いて、食物や嗜好品の供出量は結婚しているかどうかに応じて差異があるという。未婚や結婚初期の場合、既婚者に

表 1 調査対象となったジュリの基礎情報

番号	居住地	生年	クラン	年齢組	支払い内容	備考
1	アボワナ	1916	Anthwaita	ラタニヤ(デイゴリ)	2bull, 4 he-goat, 1 sheep, malwa10 ゴワン, 蜂蜜 10 ゴワン, ポリッジ 2 ゴワン, 食物	
2	アボワナ	1903	Athimba	ミチュブ(コビア)	2 bull, 2 he-goat, 2 he-sheep, Malwa, ポリッジ, 食物	
3	アボワナ	1940	Amuthetu	ラタニヤ(コビア)	1 bull, 1 he-goat, 1 he-sheep, malwa, ポリッジ 2 ゴワン, 薪, 食物	
4	アボワナ	1949	Andune	ルベタ(コビア)	1 he-sheep, 1goat, Malwa, 1bull (あと1頭は遅延), ヤム, ポリッジ, 食物	
5	アボワナ	1941	Andune	ルベタ(デイゴリ)	回答拒否	元教師
6	アボワナ	1949	Anthira	ルベタ(コビア)	1 bull, 5 he-goat, 1 sheep, malwa, ポリッジ, 蜂蜜酒, ガザコ口, 食物	
7	アボワナ	1933	Anthwathama	ラタニヤ(デイゴリ)	1 cow, 1 he-goat, 1 he-sheep, malwa, ポリッジ, 食物	
8	アボワナ	1940	Anthwaita	ルベタ(デイゴリ)	Bull, he-gaot, sheep, malwa, 食物	12 番の父親
9	アボワナ	1930	Anthwathama	ラタニヤ(デイゴリ)	1 bull, 5 he-goat, 1 sheep, malwa, ポリッジ, ミラー, 食物	ムスリム
10	アボワナ	1920	Andune	ラタニヤ(コビア)	1 bull, 1 he-goat, 蜂蜜, malwa, ポリッジ, ほか	
11	アボワナ	1950	Andune	ルベタ(コビア)	1 bull, 3 goat, 1 he-sheep, malwa, ポリッジ, ミラー, 食物	家畜は購入
12	アボワナ	1960	Anthwaita	ミリテイ(コビア)	1 bull, 2 he-goat, 1 he-sheep, malwa, ポリッジ, 蜂蜜酒, カザコ口, 食物	8 番の息子
13	アカイガ	1975	Athathii	グアンタイ(コビア)	1bull, 4 she-goat, 1 he-sheep, malwa 41 ゴワン, ポリッジ 30 ゴワン, 薪, 蜂蜜, 食物	
14	アカイガ	1954	Anthwanthenge	ルベタ(カベリア)	4 goat, 1 he-sheep, malwa, ポリッジ, 薪, 食物 (1 bull は未払い)	書記官
15	アカイガ	1979	Akaiga jaru	ギチュンゲ(デイゴリ)	1 bull, 3 he-goat, 1 he-sheep, malwa 2 ポット, ポリッジ 15 ゴワン, 蜂蜜 1 バケツ, 薪, 食物	
16	アカイガ	1977	Amukuwa	グアンタイ(コビア)	1 bull, 3 he-goat, 1 he-sheep, malwa, ポリッジ 30 ゴワン, 蜂蜜 1 バケツ, 薪, 食物	
17	アカイガ	1977	Anthwathama	グアンタイ(カベリア)	1 bull, 4 goat, 1 he-sheep, malwa 2pot, ポリッジ 15 ゴワン, 薪, 蜂蜜 1 バケツ, 食物	

比べて、量は軽減されるのである。

筆者が聞き取ったところによれば、家畜は一段階で雄ヤギ、二段階でヒツジ、三段階で雄牛を支払うこととされているようである。雄牛ではなくヒツジになっている点は、上にみたりミタの報告とは若干異なっている。家畜の支払いが終わると、「ジュリの家」での饗宴が催され、そこから当事者の屋敷地にジュリ一同が盛大に行進していく。そしてジュリになった者の屋敷地では、親族や姻族、友人らがジュリの就任を祝うのである。家畜以外のビール類、嗜好品、食物は、こうした全過程のなかで消費される。ジュリたちは、イニシエーション儀礼が終わるまで、毎日これらをジュリチェケに献上したという。なお表に挙げたジュリたちがイニシエーション儀礼の全過程を終えるまでにかかった期間は、10日間、1ヶ月間、3ヶ月間のいずれかであった。

こうした支払いは、しかし、状況に応じてかなり柔軟である。まず理念的には、支払う家畜の数が雄牛2頭、ヤギ5頭、ヒツジ1頭と決められており、「みな平等」とのことである。だが、データはすべての人に同じ支払いが課されるわけではないことを示している。雄牛はたいてい1頭だが、2番は要請される家畜のすべてを2頭づつ支払っている。同じアボワナのジュリチェケに属する1番は、雄牛と雄ヤギを4頭、ヒツジに関しては1頭のみである。なかには雌牛を支払った者（7番）がいた。ヤギの数も決して一定していない。雄ヤギを1頭しか払わない者もいれば、複数支払う者もいる。なにより13番は雄ヤギではなく、すべて雌ヤギを払った。

またイニシエーション儀礼を進行させるうえで重要な家畜の支払いについては、一段階を一日として計3日間で支払うと述べた者が多いなかでも、かなり柔軟性がみられた。13番は、4頭の雌ヤギ、1頭の雌ヒツジ、雄牛を1日で支払ったという。パトリック（11番）は、7日目に雄牛を払い終えた。12番が雄牛を支払い終えたのは、実に9年後のことである。こうして家畜の支払いは、猶予が与えられるようである。

ムガンビ（14番）は、一日目に雄ヤギ、二日目に雄ヒツジ、三日目に3匹のヤギを払い、10日目でジュリになった（1987年）。その間、彼は、ジュリチェケにマルワ、ポリッジ、薪、食物を献上し続けたという。現在アカイガ・ジュリチェケの書記を務める彼だが、実のところ支払うべき雄牛をまだ払っていない。雄牛は3匹のヤギに置き換えられたかにみえるが、そうではなく、近い将来、雄牛を支払うつもりだという。雄牛は必ず支払わねばならないからだという。

家畜その他必要な贈り物は現金で置き換えることはできないが、家畜をマーケットで購入し、支払いに当てるという者もいる。たとえば、パトリック（11番）は、アボワナに設立されたコーヒー工場で働いていたが（1987年から92年までの5年間）、そこで貯蓄した金を、家畜の購入に当てたという。参考までに、時代は異なるが、筆者が最寄りのミキンドゥリ・マーケットで行った家畜価格調査（2011年8月18日）から、家畜の値段を表2に示しておく。

表2 価格調査 (ミキンドウリ・マーケット)

家畜	値段
雄牛 (交配種)	22000
雄牛 (在来種、小)	7000
雄ヤギ	3000 ~ 4500
雌ヤギ	3500 ~ 4000
雄羊	2500 ~ 4000
雌羊	1000 ~ 3000

以上のように、イニシエーション儀礼の支払い内容や期間は固定的ではなく、むしろ状況に応じて柔軟なものだということがわかる。しかし確かなのは、ジュリへのイニシエーション儀礼には相当な支払いが必要であるという事実である。ジュリになりたいと言ったあるンクルンプは、供出する財産がないから、ジュリにならないだけだと述べた (20代、2011年8月13日)。ジュリになることは、有給の職に就いていない普通の村人にとってかなりの負担なのである。そこまでして、なぜ男性たちはジュリになるのだろうか。次節では、このことを検討していこう。

#### IV なぜジュリになるのか？

##### 1 ジュリになる理由・動機①

以下では、表1のジュリを対象に、「なぜジュリになったのか」という質問に対する返答 (複数回答あり) を検討していく。その際、議論を補足するために、ンクルンプの意見<sup>11)</sup>も断片的に取りあげることにしたい。

まずジュリになる理由の一つに、それがメル文化 (mitûrîrî kwa kimîrû) だからというものがある (3番、7番、12番、16番)。伝統的には、割礼後、男性は年齢階梯にもとづく結社 (キアマ) に入り、やがてコミュニティの法・政治の指導的階梯へと移行・上昇した。「昔は、みな (ジュリチェケに) 入っていた」と言われるように、ジュリチェケに入るのは慣習的に自明な流れだと考えられていたようである。90代のジュリ (10番) は、「当時 (1950年代のこと)、ほとんどがジュリチェケのメンバーになっていた。ンクルンプのままにいる方が、むしろ稀だった」という (2010年9月1日)。中には、「ジュリになるのはメル人としての義務だ」と述べる者もいる (11番、2011年8月13日)。

もう一つの理由は、それがメルの政府・議会だからというものがある (2番)。伝統的に、ジュリチェケはメル族の社会生活を律する法をつくり、メル社会を統治する役職 (office) と考えられてきた。コミュニティの統治は今や国家に委ねられていながらも、メル「政府」に自分や代表を送り込むという伝統的な見解は残っている。「将

来、ジュリになるつもりだ」と答えたンクルンプ（40代後半）は「この子どもたちが成長し、親の義務を果たしたら、自由になる。それからジュリになる。私は、父を継ぐ。一家に一人は、代表者をジュリチエケの中に入れる必要がある」と明言した（2011年8月12日）。また別のンクルンプ（20代）は「ジュリになりたい」理由を「仕事も学歴もないが、この土地でちゃんとした役職に就きたい」と述べていた（2011年8月13日）。ジュリになることは、キアマの喪失にともなうアイデンティティ・クライシスを解消する唯一の社会的手段となっているのかもしれない。

またジュリになる理由に、「自分の文化をより深く知るため」という知的好奇心があることもわかった（5番、13番、12番）。「ジュリチエケの内部でどのようなことが行われているのかを知りたかったから」という返答も、これに類する。すでに見てきたように、ンクルンプにとってジュリチエケは閉鎖的で秘密に満ちている。ジュリチエケがメル文化の重要な部分を構成していると考えれば、ジュリチエケ内部の営みにアクセス不可能なンクルンプが自文化理解の欠如という感覚をもつことは想像に難くないだろう。ムルンギ（5番）は、次のようにいう。

あなたは文化の深淵に行きたいか？……（筆者の助手を指しながら）この男、彼は決して到達できない。彼がジュリの領域に立ちいったら、それは悪いことだ。もしジュリになれば、私のようにね、文化の深淵に行くことは何も悪いことじゃない。（2011年8月13日）

ジュリになることは、ジュリの営みはもちろん、それを主要な部分とするメル文化全体を知ることと等しいのである。文化を知りたいならば、ジュリになるしかないというわけだ。

さらに、自分にはジュリの血（tharike）が流れていると表明した者が一人いる。コピア（8番）は、自分がジュリの家系であるという強烈な自意識をもっている。彼は、ジュリになることと父から継承するさまざまな相続物（rugai）をパラレルに考えている。確かに、彼の家系をみると、父と息子（長男）はすべてジュリになっているが、父親の意思に反して、息子（5番）はジュリの家系という意識をそれほど強くもっていないようである。彼がジュリになった理由は「文化をもっと深く知りたい」「ジュリのなかでどんなことが行われているのかを知りたい」「財産を守る」であった。この「財産を守る」という最後の理由については、後でより詳細に検討する。

さて、以上の理由から「自らの意思」（weendi bwaakwa）でジュリになった者がいる一方で、「父の推薦」や強制的にジュリにさせられたという者もいる。実に、ジュリであった父が自分にジュリになるよう推薦したと答えた人は複数いた（3番、8番、13番）。なかには父親に「ジュリにならなければ、呪詛するぞ」と脅迫された者もいた（10番）。こうした父親側の背景には、上述した複数の理由（文化的に自明な流れ、

家族の代表を議会に送る、文化を知る)、そして次にみる「有利な立場」をめぐる利害関心があったと考えられる。

強制的にジュリにさせられた例として、17番がいる。彼は、飲んで酔っ払っては問題を起こす「不良」であった。あるとき、いつものように酔っていたムリエラは、ンクルンプの分際でありながら、ジュリチエケのコンパウンドに立ち入り、それに激怒したジュリとケンカしたというのである。不良行為への「罰」として、またコンパウンドに立ち入り、ジュリチエケの「秘密」を知ってしまったからにはジュリにさせるべきだとの判断から、ジュリたちは彼らの意思とはかかわりなくジュリになるよう強制した。書記官によれば、ジュリに入れば、嫌でも矯正されるのだという。ちなみに、現在、彼の不良行為は昔ほどではなくなったと自他ともに認めている。

## 2 ジュリになる理由・動機②——有利な立場？！

ジュリになった理由として、「自分の財産や畑を守るため」と答えた者がいる(10番、12番、16番)。あるンクルンプ(20代)も、「なぜジュリになりたいのか?」という問いに対して「ジュリになれば、自分の畑を誰かに奪われることはない」と答えている。ここには、ジュリになる／であることの「利点」が示唆されている。以下では、ジュリとンクルンプの関係に注意しながら、ジュリであることの「利点」を考察していくことにしよう。

まずムルンギ(5番)は、ンクルンプがジュリにあえて挑戦するようなことはないという。

(ジュリになった)私は、もう怖くない。何も恐れていない。ンクルンプは、私を脅したりはしないからだ。なぜなら、彼は、私が法や何もかも知っているからだとわかるからだ。ンクルンプは誰もジュリを脅すようなことはしない。なぜなら、私はンクルンプじゃないからだ。……もし誰かが私にチャレンジしたいと思っていたとしても、彼らはそれが不可能だということがわかっているのだ。(2011年8月13日)

ここには、ンクルンプどうしても生じてしまう紛争でも、一方がジュリの場合、回避されることが表明されている。ではなぜ、ンクルンプはジュリに対して紛争を持ちかけないのか。ムルンギは「ンクルンプがジュリと喧嘩することは難しい」と述べ、次のように続ける。

彼ら(ジュリたち)は、ンクルンプも同様に支援する。しかしあなたがジュリである場合、土地その他の紛争で、彼ら(他のジュリたち)はンクルンプよりもあなたの方を支援するだろう。ジュリであることは、有利な立場(better position)に付いているということなのだ。(2011年8月13日)

紛争処理においてジュリは、ンクルンプよりも同じジュリの肩を持つというのである。ジュリになる理由の一つとして、「ジュリになれば、自分の抱える紛争を有利に進めることができる」とあからさまに述べた者もいる（13番）。これらの語りにリアリティを与えているのは、ジュリたちのみが紛争処理における裁定者の立場にあるという事実であろう。このジュリの有利さは、翻ってンクルンプが不利であることを意味する。実際、久保山が聞き取ったンクルンプの語りには、このことが明確に表明されている箇所がある。ある男性（44歳、大卒）は、分析的に次のように語っている。

……ジュリチェケの紛争解決では、例えばイニシエーションを受けた人（ジュリ）と受けていない人（ンクルンプ）が争った場合、必ずイニシエーションを受けた人が勝つ。そうした不公平性は、非常に神秘的な技法によって正当化される。両方ともイニシエーションを受けていて、初めて水平な状態からスタートする〔久保山2011: 95〕。（括弧内は筆者補足）

こうしたジュリとンクルンプの力関係は、紛争をきっかけにジュリになったということに顕著に現れている。実に、インタビューをしたジュリの中には、（ジュリになる）当時、土地や財産にかかわる紛争を抱えており、「ジュリになれば、その問題を適切に処理できると思った」と答えた者が複数いた（9番、10番、11番、14番）。あるンクルンプ（40代）は、キリスト教徒であることを理由にジュリになることを拒否しつつも、「もちろん、そういう人（キリスト教徒でありながらジュリになる人）もいるが、きっと土地問題を抱えているからだだろう。それがジュリへと駆り立てるのだ」と述べた（2011年8月17日）。相手がジュリならば、自分もジュリになり、「水平な状態」にしてはじめて、「問題を適切に処理」することができる。パトリック（11番）は、そう考えてジュリになった者の一人である。

### 【事例概要】

パトリックがルワンダに植えた木は、ある男性（ジュリ）によって切り倒され、私的に使用された。パトリックはクレームを表明し、その男性との対立を深めていった。当時、ンクルンプであったパトリックは、このもめごとを機にジュリになった。しかしジュリチェケの審理で、その男性がムザラからの移住者であること、無一文の彼に対してパトリックの祖父が「家族」と認め、居住地のほかさまざまな便宜を取り計らったことなどが明らかになった。こうしてジュリチェケはパトリックとその男性を同じ「家族」だとみなし、ジュリたちの進言どおり、パトリックはその男性の不法行為を許すことに合意（*gwifitikania*）したのだった。

結果的には、ジュリチェケの審判がパトリックに彼の知らない「家族の過去」を開示したことで終息に向かったのだが、ここで注目したいのはそうした実際の営みではない。パトリックがジュリになったのは、ジュリとの紛争を抱え、その問題を「適切に処理」するうえで、ンクルンプのままでは不利になると考えたからだ。彼は家畜その他必要なものをコーヒー工場で働いて貯めたお金で購入したが、それはジュリになる準備がまだ整っていなかったからだろう。いずれジュリになることを考えながらも、ジュリにならねばならないときは急に訪れたのであった。

興味深いのは、以上の語りが公正だとされるジュリチェケの理念と矛盾しているという点である。実際のところ、ジュリであることで紛争が有利に処理されるかどうかは疑問である。基本的に、多くのジュリたちは自分たちの紛争処理が公平・公正であるという。ジュリになれば父親に脅され、土地問題を適切に処理できるとも考えていたあるジュリ（10番）は、実際の紛争事例を説明したあと、こう付け加えている。

ジュリチェケは公平だ。ジュリになったからといって、必ずしも事を有利に運べるわけではない。その人が間違っているならば、負けてしまうだろうよ。（2010年9月1日）

アカイガ・ジュリの書記官ムガンビ（14番）は、「自分の家族や知人がジュリチェケにもめごとを持ち寄ってきた場合、聞くだけで、何も語らない」と述べ、その理由として「誰も等しく扱う。それは、ジュリのポリシーであり、誓いでもある」と続ける（2011年9月1日）。この誓いとは、すでにみたように、イニシエーション儀礼での宣誓——ジュリチェケがメルの人々を守ることを、そして人をすべからく平等に扱うこと——を指す。ジュリたちが結論に達しないこともありうることを、その場合に行われる神判がジュリたちの個人的な意思や操作性を超越したものであることなどを考えれば、ジュリというだけで紛争や裁判で「勝てる」というのはむしろ非現実的である。このことを踏まえると、ジュリになれば紛争を有利に進められるという考えは、実際のジュリチェケの営みというよりも、ジュリとンクルンプの関係をめぐるローカルな理解から引き出されていると考えた方がよいだろう。

ここでいうローカルな理解とは、文化的装置を通じた想像や推論をさす。独自の生を誓い合ったジュリたちは、連帯し、紛争処理に直にコミットし、慣習（法）や呪術を正統に独占している。ンクルンプたちは、こうしたジュリチェケの営みや知から疎外されているのである。これまでみてきたジュリチェケをめぐる規範、イニシエーション儀礼、紛争処理のあり方は、ジュリとンクルンプの明確な差異を創出・強化するだけでなく、そこから両者の力関係までも想像する文化的装置になっているといえるだろう。

## V おわりに

本論では、概して近代化による価値観の多様化やイニシエーション儀礼に不可欠な家畜その他の支払いが相当な負担となるこんにちだからこそ、なぜジュリになるのかという問いを検討することに意味があると考えた。ジュリになる理由・動機はそれぞれ多岐にわたるが、本論がとくに注目してきたのはジュリになることの「利点」であった。ジュリチエケは公正であるとする理念が一般的かつ支配的であるなかで、ジュリとンクルンプの力関係をめぐる多くの語りは意外なものであるといわざるをえない。そこで筆者は、この種の語りが、事実というよりも、ジュリチエケをめぐる文化的装置が生み出す想像や推論から引き出されていると分析した。ジュリたちは、ンクルンプにはない機会と知—権力—紛争処理に直にコミットでき、結論を左右する秘密の「伝統」や秘儀的な呪詛（キズイリ）を知っている／所有している——を持ち合わせている。こうしたローカルな理解が、現在であれ、未来であれ、何らかの紛争に直面した時、ンクルンプでは不利になるだろうという意識を生み、ジュリになる「利点」の語りを生み出しているのだろう。

ジュリになる理由や動機を文化内の論理から引き出す本論は、村落社会を対象にしたものとはいえ、機能主義的すぎるかもしれない。こんにちのジュリチエケは、言うまでもなく村落社会を取り巻く、不断の社会的・歴史の変動のなかにある。残念ながら、これを論じる紙幅はもはや残されていないが、ジュリチエケをめぐる新しい動きを示唆して本論を終えることにしたい。

2011年8月20日、ジュリチエケの本部（ンチルー）では、盛大なセレモニーが開催されていた。1962年に建立された歴史的建造物である「ジュリの家」は、補修工事を終え、ケニア国立博物館が統括する「博物館」として新たな国家的意味合いを帯びて歴史の舞台に再登場したのだった。閣僚から地元の政治家までが参列し、「政治集会」の様相を呈するなかであって、メル全土のジュリチエケ議長トアジンギア（イゲンベ出身）は、この「ジュリの家」を、9つのサブトライブに分かれ、ますます内的多様性が強くなっているメルの人々を統合する象徴であると宣言した。また大学教授や政治家など高い社会経済的地位に就くエリートたち30人は、こぞって「今月末までにジュリになる」ことを宣言した。地元にはない彼らがジュリになろうとする理由・動機は、本論で検討してきたものとはかなり隔たっているはずである。いずれにせよ、こんにちのジュリチエケは、文化的アイデンティティ、政治的地盤や威信などの資源として、強い関心の的となっているのだ。1988年、リミタが見たジュリチエケの落日は、いつの間にか日の出の勢いを取り戻しているといつてよいだろう。

付記

本論の資料は、筆者がティガニア・メルを対象に行った計2か月（2010年8月～9月、2011年8月～9月）間の調査にもとづいている。調査は、科学研究費補助金・基盤研究（B）「ケニアの農村と都市における法の公共性に関する社会人類学的研究」（研究代表者：石田慎一郎（首都大学東京人文科学研究科准教授）、課題番号：22401042）のもとで行われた。メル語の表記については、未統一のメル語の正書法に精力的に取り組むムガンビ氏（S.A. Mugambi Mwithimbu）と石田慎一郎氏に教示を賜った。

注

- 1) ケニア共和国では、2010年の新憲法のもとで、州制度は廃止され、47のカウンティに再編されることになった（2012年実施）。これにより、近隣のエンブヤイシオロなどとともイースタン州を形成していたメル族の領域（図参照）は、メル・カウンティという独立した行政単位になることが決まった。しかし本論がもつづく調査は制度実施前に行われたこともあり、従来の行政区分を採用している。
- 2) ジュリチエケ論において、リミタはムグウェ（Mũgwe）をムキアマ（Mũkiamma）と同義で使っている[Rimita 1988: 13]。また加藤も、ティガニアの「右」の地域（イオキ）にはムグウェが、「左」の地域（アボワナ）にはムキアマが配置されていたというのが、両者に実質的な違いはないという[加藤 2001: 94]。
- 3) 1999年の国勢調査によれば、アボワナの人口は4618人（838世帯）、アカイガの人口は9034人（1678世帯）である。
- 4) ティガニアの生態環境については加藤[1987]を参照されたい。また伝統的な社会生活については、ニヤガの研究[Nyaga 1997]も参考になる。
- 5) ギチアロとは「義兄弟」を指す。あるクランは、特定の二つのクランとこのギチアロ関係を結び、クラン成員はこれに拘束される。先行研究で挙げた石田の研究は、ギチアロに焦点を当てるものである[石田 2011, 2006, 2003]。
- 6) リミタによれば、ジュリになれるのは、既婚男性、結婚適齢期の男性、そしてラマラ（Lamala）——割礼後の男性が行う宣誓——を経験した男性であるという。その意味で、ジュリになる必要条件としては「割礼後」ということになる[Rimita 1988: 47]。
- 7) メルの人々は、原告（mũthiitaangani）や被告（mũthiitangwa）、証人（mũkũũji）、命令（kũgiita rwũ）、棄却（gũti igaamba）など、紛争処理に関わる語彙を多くもっている。
- 8) キズイリは一家族をすべて崩壊させてしまうほど危険な行為だと考えられており、めったに実施されない。筆者は見ることができなかったが、加藤の簡潔なまとめを示しておきたい。「キズイリはシロアリの巣の地中部分に深く掘られた穴で、子の中に、一方の他方に対する呪詛の言葉（これは棒きれに置き換えられる）、蜂蜜酒、ヤギの内臓などを投げ入れて石で蓋をするのである。キズイリは虚偽を語った者とその家族をいずれ次々に死に至らしめるのだという。キズイリは文字通り「そこですべてが終わる場所」なのである」[加藤 2001: 97]。
- 9) この儀礼が行われる湿地帯の一つは、現在のアボワナ、ケレマチョロ山の麓にあるムポロコ（Muporoko）である。
- 10) 「ジュリの父」は、ジュリ希望者にとって代理父ともいうべき人物であり、ジュリになる際の経済的支援だけでなく、人生で直面するさまざまな問題のカウンセリングや指南（guide）を務める。彼に対する尊敬や服従は、生物学的父に比肩しうるものとさえいわれる。
- 11) インクルンプに対しては、「あなたはジュリになりたいですか?」「なりたくない／なりたくないのは、どのような理由からですか?」と質問した。

## 参考文献

石田 慎一郎

- 2011 「ケニア中央高地における兄弟分の役割——当事者対抗にかわる紛争処理はいかに補強されるか」『オルタナティブ・ジャスティス——新しい〈法と社会〉への批判的考察』石田慎一郎（編）、pp. 127-146、大阪大学出版会。
- 2006 「制裁の語りにおける合意のインプリケーション——イゲンベ農村の義兄弟関係とその社会的機能」『法社会学』65：54-66。
- 2003 「イゲンベ社会におけるギチアロ関係の過去と現在——血盟概念による歴史叙述をめぐる方法論的検討」『アジア・アフリカ言語文化研究』66：117-143。

加藤 泰

- 2001 「ムグウェ再考——二元論的象徴分類と文化モデル」『文化の想像力』、pp. 79-100、東海大学出版会。
- 1987 「メル族の生態環境と居住形式」『アフリカ——民族学的研究』和田正平（編）pp. 581-607、同朋舎。
- 1986 「ティガニア・メル赤・黒・白のクラン分類」『社会人類学年報』12：143-154。

久保山 力也

- 2011 「紛争解決システムの alternative 問題——ケニア「ジュリチエケ」に ADR の可能性を見出す」『青山法務研究論集』3：83-102。

Gichere, N.

- 2008 “Traditional Cursing Rituals of the Ameru.” In Gichere, N. and S. Ishida (eds.), *The Indigenous Knowledge of the Ameru of Kenya* (2<sup>nd</sup> Edition), pp. 155-160. Meru: Meru Museum.

Ishida, S.

- 2008a “Traditional Oaths of the Igembe.” In Gichere, N. and S. Ishida (eds.), *The Indigenous Knowledge of the Ameru of Kenya* (2<sup>nd</sup> Edition), pp. 161-171. Meru: Meru Museum.
- 2008b “The Indigenous Law of the Igembe of Kenya: An Anthropological Study.” In Miyamoto, M. (ed.), *Conflict Management and Legal Pluralism: Studies in Local Societies of South-East Asia and East Africa*, pp. 117-185. Tokyo: Chuo University.

Kato, Y.

- 1998 *Kuringa nthenge: Land dispute and ritual settlement in Tigania-Meru*. 『文明研究所紀要』18：15-36。

Mũrianki, Z.

- 2008 “The History of Njuri Ncheke.” In Gichere, N. and S. Ishida (eds.), *The Indigenous Knowledge of the Ameru of Kenya* (2<sup>nd</sup> Edition), pp. 35-42. Meru: Meru Museum.

Needham, R.

- 1973 “The left Hand of the Mugwe: An Analytical Note on the Structure of Meru Symbolism.” In Needham, R. (ed.), *Right and Left: Essays on Dual Symbolic Classification*, pp. 109-127. Chicago: University of Chicago Press.

Nyaga, D.

- 1997 *Custom and Tradition of the Meru*. Nairobi: East African Educational Publishers.

Rimita, D.M.

- 1988 *The Njuri Ncheke of Meru*. Meru: Kolbe Press.